



公益財団法人 日本YWCA

インターネット関連の規程・ガイドライン

公益財団法人日本YWCA(以下、「日本YWCA」という)は、広く情報を発信し、また相互にコミュニケーションを図ってコミュニティの和を広げるために、積極的にインターネット上のウェブサイトやソーシャル・メディアを活用します。またそれと同時に、ソーシャル・メディアは、基本的に個人ベースのコミュニケーションであると考えています。そのため、日本YWCAが公式に情報を発信することだけでなく、会員やYWCAに連なる人々それぞれが自分の属しているコミュニティで、YWCAが大切にしていること、すなわち 이슈や活動について活発に発信し対話を行うことが重要であると考えます。

ただし、インターネットはさまざまな背景を持つ不特定多数の人々がアクセスできるものであり、その運用にあたっては細心の注意を払う必要があります。

日本YWCAは、会員やYWCAに連なる人々とYWCAをインターネット上で保護し、実用的なアドバイスを提供することを目的として、以下を定めています。

- インターネット利用運用規程
- ウェブサイト、ソーシャル・メディア・アカウント運用方法
- 公式 Twitter アカウントでのリアルタイム情報発信に関するガイドライン
- インターネット上の個人アカウントでYWCAについて発言する際のガイドライン

これらは、新技術や新たなソーシャル・メディアの開発に従って変化していく人々のニーズを反映して、日本YWCA運営委員会からの提案後、理事会の承認を経て、随時修正変更されます。

公益財団法人 日本YWCA インターネット利用運用規程

1. 運用規程の目的

本規程は、公益財団法人日本YWCA(以下、「日本YWCA」という)がインターネットを利用するときに必要な事項を定める。

2. インターネット利用目的

日本YWCAは、活動に関連した情報の収集・発信および相互のコミュニケーションを目的としてインターネットを利用する。

3. 管理責任者

- (1)日本YWCAのインターネット情報発信に関する責任は、代表理事が負う。
- (2)管理責任者は、本規程に則ってインターネットを適正に利用運用するために、実務責任者をおくことができる。

4. 実務責任者

- (1)実務責任者は、常務理事をもって充てる。
- (2)実務責任者は、管理責任者の指示により、以下に掲げる事項を行う。
 - ①日本YWCA事務所に設置されているハードウェア・ソフトウェアの利用状況を把握するとともに、不正使用や盗難の防止に必要な管理を行う。また、恒常的な利用状況・故障状況等について、各担当者から報告を受け、処置の指示をする。
 - ②ウェブサイト、ソーシャル・メディア・アカウントの運用に際して、人権尊重の配慮、個人情報の保護、著作権の保護等がなされているか管理・監督する。
 - ③パソコンやネットワークセキュリティの状況を把握し、監視を行う。
 - ④有害情報の受信について、状況を把握する。
 - ⑤本規程に則ってウェブサイト、ソーシャル・メディア・アカウントを適正に利用運用するために、実務担当者をおくことができる。
 - ⑥実務担当者が本規程、実務責任者の指導等を守らない場合は、解任することができる。
 - ⑦管理責任者に対して、必要な報告を行う。

5. 実務担当者

実務担当者は、本規程を遵守するとともに、実務責任者の指導に従い、インターネットを利用してウェブサイト、ソーシャル・メディアの公式アカウントの運用を行う。

6. 情報公開・情報発信における注意事項

- (1)ウェブサイトやソーシャル・メディアを利用した情報公開・情報発信には、日本YWCAの公的名称を使用する。
- (2)実務責任者は、本規程に基づいた適正な情報発信内容であることを事前に確認する。
- (3)情報を発信するにあたっては、別に定めた「公益財団法人日本YWCA ウェブサイト、ソーシャル・メディア・アカウント運用方法」に則る。
- (4)情報公開および情報発信で扱う内容は以下のとおりとする。
 - ①事業計画および報告、予算書・決算書、役員名簿の情報開示
 - ②日本YWCAおよび国内外のYWCAの活動や活動成果に関する事項
 - ③日本YWCAおよび国内外のYWCAの活動を支援する資料や情報に関する事項
 - ④その他、YWCAの活動に関連する内容で実務責任者が承認した事項
- (5)発信内容については、発信による影響を十分に考慮する。
- (6)掲載情報の著作権に関しては、すべて日本YWCAが有する。
- (7)情報発信において他の媒体の内容を参照する場合は、その著作権に留意するとともに、利用する場合は著作権者の承諾を得る。また、その出典を明示する。

- (8) 必要に応じて他のサイトとリンクを張る場合は、そのリンク先の内容等に注意を払う。
- (9) 発信内容について、本人や関係者／関係団体等から内容の訂正または削除の要請、著者権侵害の指摘等を受けた場合は、実務責任者の指示により速やかに対応する。
- (10) 日本YWCAが発信するインターネット情報が無断で改ざんされたり、不正アクセス等による被害を被った場合は、至急、その情報公開を中止するとともに、サーバー管理者に連絡する。
- (11) 個人・団体を誹謗中傷する内容の情報や、有害なコンピュータープログラム等を送受信してはならない。
- (12) 上記の情報やプログラムの故意によらない送受信を防ぐために、適切なセキュリティ対策を行う。
- (13) セキュリティを侵害する行為をしてはならない。
- (14) 法令に違反する行為、または違反する恐れがある行為をしてはならない。
- (15) 写真には必ず著作権表記をし、技術的に可能な措置を取って第三者による被写体の乱用を防ぐ。

7. 個人情報と守秘義務

- (1) 個人情報の送受信の範囲は、「公益財団法人日本YWCA個人情報の取り扱いに関する取り決め」のとおりとする。日本YWCAが発信した情報内容によって個人が特定され、差別や危険が生じないよう、プライバシーの保護の処置を施す等、適切に対応する。
- (2) 個人情報を扱う場合、実務責任者が必要と認めた場合に限り、その範囲は必要最小限のものとし、事前に本人、未成年者の場合は本人および保護者の承諾を求め、承諾が得られない場合は公開しない。また、不利益を被ることがないように、必要な対策を講じる。
- (3) 受信した個人情報を編集・加工して再発信してはならない。

8. 運用規程の取扱い

- (1) 本規程の内容を、日本YWCAウェブサイト上に掲載し、情報公開・情報発信がこれらの規程に基づいたものであることを周知する。
- (2) 本規程の改定については、運営委員会で協議の後、理事会が承認し改定を行う。

本規程は、2011年11月1日より実施する。

2011年10月25日 理事会決議
2013年4月5日 改正
2014年3月18日 改正

公益財団法人 日本YWCA

ウェブサイト・ソーシャル・メディア・アカウント運用方法

1. インターネット上の公益財団法人日本YWCA(以下、「日本 YWCA」という)公式アカウントは以下の3つです。

・公式ウェブサイト	http://www.ywca.or.jp/
・facebook(フェイスブック)	http://www.facebook.com/YWCAJapan
・Twitter	https://twitter.com/YWCA_of_Japan

新たなソーシャル・メディアの普及等により公式アカウントを新設する必要がある場合は、運営委員会での協議の後、理事会の承認を得て、開設することができます。

2. 日本YWCA公式アカウントの情報発信は管理責任者の指示により実務責任者が指名する実務担当者が随時行います。

3. ソーシャル・メディアは双方向コミュニケーションを特徴としていますが、日本YWCAの公式アカウントから個人や団体アカウントへの「いいね!」「シェア」「コメント」「投稿」等については、実務責任者の指示がある場合に実務担当者が行います。

4. Twitter は、現場からのリアルタイム発信と「個」(特徴、個性)の見える情報発信を特徴とするため、必要に応じて委員会/プログラム別に設置することができます。設置にあたっては以下の条件があります。

- (1) 発信に際しては、委員会/プログラム単位で責任を持つこと。
- (2) 発信担当者とアカウントを運営委員会に届け出ること。実務責任者・実務担当者・担当スタッフはパスワードも把握しておくこと。
- (3) 発信にあたっては「公益財団法人日本 YWCA インターネット利用運用規程」「公式 Twitter アカウントでのリアルタイム情報発信に関するガイドライン」を遵守すること。
- (4) 総会期が変わる時、アカウントの閉鎖または継続について担当する委員会/プログラム別に話し合い、運営委員会で協議し決定する。発信担当者はその決定に従って、必要があれば当該アカウントで告示を行う。実務担当者は公式ウェブサイトで告示を行う。
- (5) 何らかの不具合が生じた場合、管理責任者は発信担当者にアカウントの閉鎖を命じ実行することができる。

5. いずれかの公式アカウントを閉鎖あるいはアドレス変更する場合は、日本YWCA公式ウェブサイトに明記します。

以上

公益財団法人 日本YWCA

公式 Twitter アカウントでのリアルタイム情報発信に関するガイドライン

1. 公益財団法人日本YWCA(以下、「日本YWCA」という)の公式アカウントで発信する情報の方針・内容は、当該アカウントを担当する委員会、プログラム単位で協議の上決定します。発信に際しては担当運営委員の承認のもと、発信担当者が行います。
2. 発信担当者は、アカウントを次の発信担当者に引き継ぐまで当該アカウントの発信に責任を持ち、適切な間隔で定期的に発信を行います。担当運営委員と担当スタッフは適切に発信が行われているかどうかフォローします。
3. 公式アカウントは公式ウェブサイトとの相互リンクを行います。また、 이슈の異なる日本YWCAの活動についても随時発信します。
4. 情報発信にあたってはインターネット上でのマナーを守り、人権尊重を配慮し、個人情報の保護や著作権侵害について留意し、「公益財団法人日本YWCAインターネット利用運用規程」を遵守します。

以上

2012年9月15日 運営委員会決議
2013年4月5日 理事会 改正
2014年3月18日 理事会 改正
2016年12月5日 理事会 改正

公益財団法人 日本YWCA

インターネット上の個人アカウントでYWCAについて発言する際のガイドライン

1. 会員・スタッフ、YWCA に連なる人々が、個人のウェブサイトあるいはソーシャル・メディア上で YWCA について発言する際には、一人ひとりの発言が YWCA の声になりうるという自覚を持ってください。
2. 個人のウェブサイトやソーシャル・メディアにおいて、自分が掲載した YWCA に関する内容には個人的に責任を持ちます。自身のプライバシー保護に努めると共に、インターネットのルールを守ってください。また、内容は個人的見解であり、YWCA の意見を代弁するものではないことを明確にしてください。
免責文例「このサイトの掲載内容は私自身の見解であり、必ずしも YWCA の立場、意見を代表するものではありません」
3. 人権尊重を配慮し、個人情報の保護や著作権侵害について留意してください。
4. 情報源は明記し、リンクを張ります。「うわさ話」的な発言は避けましょう。憶測を呼び、その結果個人や団体を困惑させる、あるいは損害を生じさせるような情報を公表してはなりません。自分に間違いがあればいち早く訂正しましょう。
5. 他者のプライバシーや、扇動的になったりする可能性のある話題については、十分に配慮してください。
6. 許可なく YWCA のロゴマークを使用してはいけません。
7. YWCA の専有情報や、会員あるいはスタッフとして知り得た機密情報を発言することは禁止します。
8. 発言には価値を付加するよう心がけてください。値打ちのある情報と見識を提供しましょう。
9. YWCA のブランド価値は YWCA に連なる人々により示され、左右されるものであることを忘れないようにしましょう。

以上

2011 年 7 月 23 日 運営委員会決議

2013 年 4 月 5 日 理事会 改正